

## その1：金融危機と会計—会計の進化？—

駒澤大学教授 石川 純治

### 会計基準の強化—進化か？

何事にも背景があり、会計ルールの制度化も例外でない。その背景を度外視して、制度化された、つまり出来上がったルールのなかだけの学習では本当の理解に至らない。その背景の1つに、社会経済問題という制度化への大きな契機（きっかけ）がある。すなわち、これまで会計基準は何らかの社会経済問題が起こるごとに強化されてきたといえる（逆に緩和のケースもある）。その点でいえば、会計の内在的な要請というより、経済問題や不祥事など外からの要請が働いてきたわけだ。監査もしかりである。

例えば、1997年のアジア危機→G7などによる国際会計基準の整備、2002年のエンロン事件→悪用された簿外の特別目的会社（SPC）を連結対象が挙げられるが、それらはいずれも簿外の金融活動のオンバランス化で共通する。アジア危機では不透明な財務内容が投資マネーの逃げ足を速めたわけだが、一国が破綻するケース（アイスランド）に象徴されるように、それは今回の金融危機でも同様だ<sup>1</sup>。

要は、不透明な情報開示→透明性の規制強化→会計基準の強化、これが基本にある。だが、それが会計基準の「強化」であっても、会計の「進化」となると話は別だ。何を基準にしてそう言えるか、これが問われるからだ。その点で、簿記会計の「原点」は記録（証拠性）と管理責任にあるが、それは今日の情報開示（情報性）を強く志向する会計と明らかに異なるといえる<sup>2</sup>。

### 進化のあり方—計算と開示

大切な点は、情報開示と会計（記録）計算とをいっしょにしない（混同しない）こと、「開示」の強化と「計算」の進化とは別だということである。かりに開示の会計ルールと計算の会計ルールとをいっしょにして「進化」と言われると、ちょっと待ってくれよと言いたくなる。両者は、同じく会計基準であっても、本来的に性格を異にしているからである。

今日の会計に特徴的なことは、情報開示志向が全面に強くでてきている点（開示>計算）にある。同じく会計ルールであっても、「計算」にかかわる基準と「開示」にかかわる基準がある

<sup>1</sup> 投資マネーの流れと国際会計基準については筆者のHP「時事会計教室」No.36「国際会計基準の世界浸透—EUの枠を超えて—」参照。

<sup>2</sup> 「証拠性」と「情報性」については、拙著『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）213-214頁参照。

わけだが、従来、会計基準の基本ないし中心は前者であったといえる。それが、今日、後者の  
ルールの要請が相対的に高まっているわけで、先の簿外の金融活動にも見られるように、実物  
経済よりも金融経済、とりわけその多様化・高度化・複雑化がその基礎にある。そこに、投資  
先の実態が見えにくい（不透明）→投資家の不信感→会計情報の開示強化、という構図が浮か  
び上がる。そして、今日の会計問題を理論上やっかいなものにしているのは、その情報開示の  
規制強化が単なる開示ではなく会計認識の問題につながっていることである。この点は今日の  
企業会計の変容を見る1つの論点といえる<sup>3</sup>。

重要な点は、それが端的には資本・利益計算の進化（再構築）ではなく、投資家向けのリス  
ク情報の開示という情報開示面での基準強化であるという点である。会計の進化のあり方や方  
向は、その「会計」自体をどう見るかによって異なるのである。ちなみに、投資家向けのリス  
ク情報の開示が必ずしも「会計」に固有のものではないことは、例えば（一昨年）国土交通省  
が不動産の証券化商品の市場拡大を受けて、その時価算定の情報開示を強化したことをみれば  
よい。そして、そこでは会計というより、資産のある種の評価鑑定とその開示が会計・監査の  
名のもとで要請されているといえる<sup>4</sup>。

先に会計の進化のあり方や方向は、その「会計」自体をどう見るかによって異なると述べた  
が、このことは端的には進化かどうかの基準に「企業会計原則」をもってくるとはっきりする。  
「企業会計原則」での個々の規定は、すべて適正な期間損益計算という目的に収斂しており、  
そこにリスク開示は出てこない<sup>5</sup>。

だが、今日のグローバルな資本市場を中核に据えた投資家本位の情報開示志向会計は、その会  
計原則の延長上にもなければ、ましてその「進化」の過程とは性格を異にするといえる。

### 時価情報開示の強化と拡大—すべては投資家の目線

日本の対策も、金融安定の国際協調という点で共通する。例えば、企業会計基準委員会は「金  
融商品に関する会計基準」を改訂し、時価情報の開示拡大を定めている（平成20年3月10日）。  
ここでも、その背景が重要だ。

すなわち、「金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大

<sup>3</sup> 前掲拙著第6章(109頁)、第7章(125頁)参照。

<sup>4</sup> この点は、例えばG7が世界の金融危機を受けて、証券化商品の市場価値の開示にあたり監査法人に資産価格評価のガイドラインの策定を求めている点にも見出せる。

<sup>5</sup> この点は、拙稿『「企業会計原則」が出てこないわけ』（『週刊経営財務』2009年1月12日号）に通じる。

していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価などに関する事項の開示の充実を図るため、改正会計基準等を公表することとした」（傍点は引用者）と記している。金融危機→時価情報に対するニーズの拡大→開示の充実、これである。

特に、金融商品の「状況」に関する注記事項（もう1つは「時価」に関する事項）として4項目あげられているが、そのなかでリスク管理体制に関する情報開示は極めて今日的だ。こうした事項が財務諸表の記載対象になる点は、つまり会計ルールの対象になる点は、今日の情報会計のあり方の一端——財務諸表がリスク情報の開示の場となる——を浮き彫りにしている。そして、すべては投資家の目線の徹底、これがその基礎にある。

## その2：銀行の信用収縮と時価会計見直し

駒澤大学教授 石川 純治

### 金融危機と時価会計見直し—類似の構図

金融危機で昨年10月、日米欧がそろって時価会計見直しへ動き出した。すでに昨年4月段階で、IMFの報告書は金融システムを守るため時価会計の見直しが検討されていたし、米欧の主要金融機関も足並みをそろえてIASBなどに見直しを働きかける考えを示していた。実は、これは日本ではすでに起きたことである。

日本の銀行は会計制度の面でもずっと守られてきた。一連の銀行優遇行政である。そのなかに会計ルールの見直しがある。例えば、株式の低価法から原価法への変更容認（1997年）、土地の含み益の自己資本算入（1998年）、税効果会計の1年前倒し（1999年）、などである<sup>6</sup>。特に低価法から原価法への変更は、（時価会計ではないものの）時価が低下している今回の時価会計見直しと同根といえる。

日本の銀行の不良債権問題で時価会計見直し論が急浮上したが<sup>7</sup>、世界の金融危機でも同じことが起きているわけだ。日本の不良債権問題と世界の金融危機という局面は大きく異なるが、きわめて類似の構図といえる。

### 金融危機と地銀の信用収縮

米欧の金融危機がわが国の地域金融機関をも直撃している。地域に密着した銀行だけに、ここで取り上げておこう。

端的に示せば、米欧の金融危機→保有有価証券の価値下落→自己資本比率の低下（4%

<sup>6</sup> 詳しくは、拙著『変わる社会、変わる会計』（日本評論社、2006年）トピック8「見せかけの資本補強と税効果会計」、トピック10「不良債権の会計・監査問題」、トピック12「土地再評価法と会計問題」など参照。

<sup>7</sup> 詳しくは、前掲拙著トピック14「時価会計・減損会計見直し論の構図」参照。

が上限）→融資の絞り込み（信用収縮）→中小企業の倒産、という構図だ。その背景に資金の運用先として有価証券に頼る経営姿勢がある。

預金をどれだけ有価証券に運用しているかを示す指標に「預証率」があるが、20%～30%とこの10年間で10%も上昇している<sup>8</sup>。その有価証券のなかに米欧の金融危機関連の金融商品があるわけだ。そもそも事業会社に比して公的な性格を有する銀行が（価格変動リスクをもつ）金融商品にそれだけの割合で手を出すこと自体が問題だ。

ちなみに、信用収縮にいたる前に信用膨張（バブル）があり、それは金融の実物からの遊離・肥大化（金融>実物）に起因する。となると、そもそも会計が信用膨張を防げるかと問うてみたくなるが、この点で公正価値の測定問題は（すでに起きた損失問題よりも）信用膨張の過剰な評価益の方にあるともいえる。

### 問われる経営姿勢

保有有価証券の価値下落は、今日の時価会計の下ではとりわけ経営に大きな打撃となる。昨年9月中間決算では全国の地銀で大幅な下方修正が相次いだが、全国地方銀行協会会長は金融担当相とのトップ会談で「時価会計の停止を検討してほしい」との要望を出した。優良な貸出先の確保が難しい→預金を有価証券運用に回す（預証率の上昇）→金融危機→経営打撃→時価会計の停止、というわけだ。

だが、そもそも安易な有価証券運用ではなく、まさに優良な貸出先を見つけることが本業の経営ではないか。その点を度外視して、時価会計の停止を求める姿勢には経営者の本分を忘れた安易な経営態度が垣間見える。

本業をよそに金融投資に失敗（大損）すると国民の税金でもって救済される。これで国民は納得できるだろうか。単に税金が使われるというだけでなく、その税金投入の機会費用（とりわけ弱者にとっての遺失利益）を見なくてはいけない。すでに述べたように、銀行は一連の優遇行政によって守られてきた。銀行側から政府にねだる構図は今回も同様で、その姿勢はいっこうに変わっていない。

### 国民に愛される銀行に

ところで、大手銀行が2006年3月決算で史上最高益（6グループ全体で3兆円）をあげた際、筆者は「史上最高益と言われながらも、株主や国民の期待をよそに、その稼ぎ方や安定株式保有に動く銀行の経営姿勢には、公的資金を提供した国民のより厳しい目が注がれるべきだ。半人前から一人前へ、さらには国民から愛される銀行へ、史上最高益とはうらはらに、銀行の経営姿勢が問われている」と評した<sup>9</sup>。

今回もまた金融機関（地銀）への公的資金による資本注入がなされようとしているが（金

<sup>8</sup> 『日本経済新聞』2008年10月22日。

<sup>9</sup> 筆者のHP「時事会計教室」No.30「大手銀行3兆円の史上最高益―「半人前」のカラクリ―」参照。

融機能強化法改正案)、経営危機のたびに公的資金や会計ルールの変更に安易に依存する経営姿勢、そしてそこに自己責任ルールが利いてこない(他者には要求される)“甘えの構造”が繰り返し問われる。

金融商品の評価損失だけでなく、ここにきて不良債権の広がりも懸念される。世界金融危機→景気の悪化→企業業績の悪化→不良債権の増加である。地銀には本来、地域経済や中小企業の支援という実体経済での重要な役割がある。今こそ、この面での地銀の真摯な経営姿勢を見せてもらいたい。

自分だけが生き残ろうとする前に、地域経済が低迷だから融資に慎重ではなく、むしろ低迷しているからこそ(目先の利益ではなく)将来を見据えた地元の優良な企業や地場産業を育てていく真摯な経営姿勢が必要だ。

### 政治に翻弄されないために

最後に一言。かつての日本の時価会計見直しの際、筆者は「…会計ルールに責任を転嫁するような議論は、問題の本質を見誤ってしまう。…景気や企業の業績次第で、政治が会計ルールを自在に変えるというのであれば、会計理論は不要になる。理論抜きで政治、政策論では、会計は場当たり主義、便宜主義に陥るだけだ。一方、堅固な理論を打ち出すべき会計アカデミズムの責任も大きい。政治に翻弄されない理論的権威を確立することも重要な課題だ」と述べたが<sup>10</sup>、この「私の視点」は今日の世界的金融危機という局面にあっても基本的に何ら変わるものではない。

## その3：企業会計の国際化と法人税制のあり方

駒澤大学教授 石川 純治

### 「東京合意」と法人税制ーグローバルとローカル

「東京合意」が端的に示すように、企業会計は国際会計基準に限りなくコンバージェンスされようとしている。その背景に、グローバル資本市場における投資判断のモノサシ(会計基準)の世界統一がある。会計基準も、あたかも重さや長さの尺度と同じように、統一化(国際統一メジャー)されるわけだ。そして、企業会計がグローバル化を一層強めれば強めるほど、それとは逆のベクトルで国内法である租税法との乖離は一層大きくなる。距離の尺度であるマイルがローカルメジャーであるように、租税法もまたローカルなのである。

したがって、企業会計の国際統一化は他方で税制との調整というやっかいな国内問題でもある。端的には、「東京合意」で本格化する企業会計のグローバル化の下、確定決算主義をどうするか、これが大きな課題となる。

<sup>10</sup> 『朝日新聞』2003年5月21日「私の視点」。

## 法人税制のあり方

本来、経済の価値創造は実物経済が担うのであり、金融はそれを支えるためにこそある。それが転倒（金融の実物からの遊離）しているのが今日の金融危機を生んだといえる。会計の世界でみると、実物経済の会計が金融経済の会計にいわば“侵食”されているとみることもできる。この点からすれば、資本市場を中核にした企業会計のグローバル化がこの金融経済を基礎にしている限り、それに過度に引っ張られない税務会計のあり方が求められる。

ところで、日本税理士連合会税制審議会は昨年3月、「企業会計と法人税制のあり方について」を公表した。現実の実務を担う税理士業界がどのような基本的な考え方をもっているかを知る上で参考になる。

例えば、個別事項の問題点として、①減価償却、②退職給付引当金・賞与引当金等、③貸倒引当金・貸倒損失、④役員賞与、⑤減損損失と評価損、⑥のれんと調整勘定、⑦繰延資産の7項目があげられているが、それらは企業会計と法人税法との乖離のケースとしてみることができる。とりわけ07年税制改正での新たな減価償却制度は、企業会計の考え方との典型的な乖離ケース（ここでは税法側からの乖離）として重要といえる。

まさに、「税法に新定率法が導入されたことにより、企業会計と税法の間で減価償却制度に関する理念が乖離し、税法上の償却限度額は、費用の適正な期間配分を行うという企業会計の考え方とは異なるものとなった」（傍点は引用者）というように、「費用の適正な期間配分」という企業会計の理念との乖離が議論の焦点になっている。ただ、後述するように、その企業会計の理念もまた国際化を受けて大きく変化している。

そして、企業会計と法人税制とが一体的に機能することが「利便性」の観点から望ましいとしながらも、他方で企業会計との乖離が今後著しく増加する場合には「確定決算主義のあり方も根本的に見直さざるを得ないことを付言しておきたい」と表明している。このあたりは、確定決算主義のおかれている今日の状況を浮き彫りにしているとともに、法人税制をどう設計するか、その難しい局面が滲み出ている。

## 国際化の影響回避—そのあり方

ここで、それらの個別ケースを超えて、より大きな論点すなわち国際化の影響回避、とりわけそのあり方に触れておこう。例えば、「…こうした状況の下で、連結財務諸表は国際会計基準に従って作成し、個別財務諸表は国内基準に基づいて作成するという、いわゆる連単分離基準を明確化し、法人税の課税所得は、個別財務諸表による利益を基にすることとすれば、税制に対する企業会計の国際化の影響は避けられることになる」といった方策が示されている。

ただ、連結が個別を基にして作成される点からして、そうした連単分離基準が実務的にどこまで可能かは意見が分かれる。ちなみに、経団連が一昨年公表した報告書「会計基準

の国際的な統一化へのわが国への対応」では、個別には国際会計基準の適用は不要としている<sup>11</sup>。

また、中小会社の会計のあり方についても若干触れておけば、その連単分離基準が導入された場合に中小企業の「会計指針」がより重要なものになるとして、「同指針を適用することによって、企業会計の国際化による影響も回避できることになる」としている。

だが、この点もその「指針」がシングルスタンダードの基本スタンスである限りは<sup>12</sup>、国際会計基準の簡易版（ないし適用緩和）としての中小会社会計というあり方が、国際化による影響を回避できることとどう折り合うか、とりわけその性格や目的を異にするだけに（ここでは投資判断会計が目的にならない）<sup>13</sup>、検討の余地があるといえる。

### 利益概念のゆくえー究極のコンバージェンス問題

課税所得の計算が企業会計をベースにするかぎり、その企業会計の変容を受けるわけだが、とりわけその変容の究極は利益概念に出てくるといえる。「東京合意」は2011年までの合意となっているが、それ以降も重要な検討課題がある。究極のコンバージェンス問題ともいえる純利益の廃止問題だ<sup>14</sup>。かりに純利益から純資産の変動としての「包括利益」への切り替えとなると、これまでの法人税の所得計算にとっても、その基礎にかかわる大きな変容となる。

法人税が確定決算主義という企業会計との連携が実務的な「利便性」に片づけられながらもかく、会計利益算定における収益・費用中心観の思考をも取り込んでいるはずである。しかし、ここにきて、益金・損金（収益・費用）の範疇を超えるものが登場してきた。企業会計も、その基本思考を資産・負債中心観による利益概念（包括利益）にシフトしてきている。

こうして、情報開示志向を受けた会計利益と課税所得算定との乖離は、その基本思考というレベルでも大きな変容を受けることになり、ここに確定決算主義という兩者をつなぐ制度的核心の新たな局面がでてくるといえる。

---

<sup>11</sup> 本誌08年11月17号（No. 2894）のスペシャル対談「IFRS適用をめぐる課題と日本の対応」（4-5頁）参照。そこでの経団連企業会計部会長の島崎氏は、個別から連結への組み替えはデイリーの処理以外は自動対応できるとされている。

<sup>12</sup> 「指針」およびシングルスタンダードについては、拙著『変わる社会、変わる会計』（日本評論社、2006年）トピック4「中小会社会計と会計参与制度」参照。

<sup>13</sup> この点は拙著『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）第11章（212-214頁）参照。

<sup>14</sup> 詳しくは、前掲拙著『変わる社会、変わる会計』トピック20「新たな業績報告ー純利益は消える？」参照。

## 現代会計時評

駒澤大学教授 石川 純治

## 「企業会計原則」が出てこないわけ

第1回

## 「企業会計原則」が出てこない

「会計ビッグバン」あたりから、「企業会計原則」は次第に影が薄くなってきたが、さらに今日の国際会計基準の世界浸透の大波に「企業会計原則」は飲み込まれてしまった感がする。もう浮上することはないのか。

今日、新聞紙上などでEUの「会計09年問題」や会計基準の「コンバージェンス問題」が大きく取り上げられることはあっても、「企業会計原則」が出てくることはほとんどない（なのに、国家試験では依然として定番の問題として出てくる）。わが国の会計制度の中核を担ってきた「企業会計原則」がなぜ出てこなくなったのか、この点に触れることで今日の企業会計の変容とそのあり方をみておきたい。

## 半世紀余りの歴史から

これまでの半世紀以上にわたる会計制度を歴史的に振り返ってみれば、大きくは3つに区分できる。第1期は「企業会計原則」の制定とその展開（4回の修正過程）、第2期は「金融ビッグバン」の一環としての「会計ビッグバン」（一連の新会計基準導入、国際的調和化）、そして第3期は今日の会計基準の国際的統合化（コンバージェンス）であり、EUへの対応（09年問題）や「東京合意」、そして今、アメリカの動向をふまえた新たなステージに入ってきている。

第1期と第2期の時代を画するものは何か。それは、ずばり「金融ビッグバン」である（そのスローガンはフリー、フェア、グローバル）。第3期はその延長上にあるので、第1期と第2期・第3期を画するのは端的には金融・証券のグローバル化である。さらに言えば、そのグローバル化を押し進めているのが市場中心主義の英米（アングロ・アメリカン）であり、会計基準の世界一本化もアングロ・アメリカン主導の下でなされることになる。

「企業会計原則」は戦後体制からの経済復興、とりわけ証券経済のインフラとして次第に定着していった。それはまた商法との調整の歴史でもあったように、国内のインフラ整備（利害調整機能）の一環としてであった。会計理論からみれば、「企業会計原則」の諸規定は、収支を基礎にした期間損益計算の遂行という目的に収斂する。そこでは開示規制もさることながら、配当規制が利害調整のかなめの位置にあった。したがって、「企業会計原則」は、この双方の目的を担う会計原則という役割を合わせもち、そうした二重の構造の上に立っていたといえる。

## 現代資本主義と国際会計基準の浸透

だが、今日のわが国の企業会計は、この「企業会計原則」にも抵触する問題をかかえながら



も、それを横目に（あるいは顧みることなく）国際会計基準という大波に飲み込まれている。マスコミはもとより、会計実務家、あるいは基準設定にかかわる人ですら、「企業会計原則」をことさら知らなくても十分やっていける時代ともいえる。それは、ちょうどアメリカで（数理）統計学やエコノメトリックス（計量経済学）をよく知っているものの、会計学をさほど学んでいなくてもりっぱに会計研究者になれる状況と一脈通じている<sup>①</sup>。

そうした背景に、第2期あたりから急速に展開するグローバル資本主義、投資家資本主義といった今日の資本主義経済のあり方があり、企業会計も投資家本位主義（投資家への役立ち）にたつ会計という性格（投資家本位会計）を帯びてこざるをえない。開示>計算（情報開示志向：「計算」よりも「開示」の面が強く出る）という現代会計の1つの特徴も、そこから出てきている<sup>②</sup>。さらに、その基礎に金融>実物という今日の経済のあり方があり、それが会計面での開示>計算というあり方につながっている<sup>③</sup>。IASBの本部がパリでもボンでもない、金融立国の首都ロンドンに置かれていることもそれと無縁ではない。

### 議論の推進役になれるか

大切なのは、その「計算」、つまり期間損益計算の中核にある「企業会計原則」の基本的な考え方がいかなるものであり、それが国際会計基準の基礎にある考え方とはどうなのか、この基本次元での議論のすり合わせ（折り合いをどうつけるか）である。今日、日本の課題は何かと言えば、それはその欧米主導のコンバージェンス過程における議論の推進役になれるかどうかだ。とりわけ、開示>計算という情報開示志向のもと（「計算」よりも、「開示」の優位性）、利益という最重要概念も大きく変容・変質しているだけに、資本・利益計算という企業会計の中核にある議論への貢献が大きな課題といえる。

少なくとも、これまで半世紀余りにわたってわが国の会計制度の中核を担ってきた「企業会計原則」をどうするか、その総括すらつけないなか、（連結主導であっても）やみくもに英米主導の会計基準を強制適用（アドプション）するには冷静であるべきだし、ましてや政治や戦略（外交）といった理論の外で会計基準が決まるようになってはならない。そうでなければ、そもそも何のための「概念フレームワーク」（理論的枠組み）なのか、これが問われる<sup>④</sup>。

- 
- ① 拙著『変わる社会、変わる会計』（日本評論社、2006年）266頁参照。
  - ② 拙著『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）第6章、第7章参照。
  - ③ この開示と計算との関係が現代会計の変容を読み解く1つの鍵といえる。本誌08年11月10号（No.2893）インタビュー「『公正価値会計』とは」（36-37頁）参照。
  - ④ わが国の概念フレームワークの意義については、前掲拙著『変貌する現代会計』第8章、第9章参照。